

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び新潟県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第4号**

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び新潟県恩給給与細則の一部を改正する規則  
(新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

**第1条** 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(未給付金の受給手続)</p> <p><b>第42条</b> 年金を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給付金の支給を受けようとするときは、おおむね別紙第36号様式に準じて未給付金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>死亡した年金権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本若しくは抄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相続人であることを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書(第1号の戸籍の謄本若しくは抄本又は<u>法定相続情報一覧図の写し</u>により相続人であることが顕著であるときは、この限りでない。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(未給付金の受給手続)</p> <p><b>第42条</b> 年金を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給付金の支給を受けようとするときは、おおむね別紙第36号様式に準じて未給付金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>請求者の戸籍の謄本又は抄本(死亡した年金権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相続人であることを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書(第1号の戸籍の謄本又は抄本により相続人であることが顕著であるときは、この限りでない。)</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県恩給給与細則の一部改正)

**第2条** 新潟県恩給給与細則(昭和32年新潟県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(未給与金の受給手続)</p> <p><b>第6条</b> 恩給を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給与金の支給を受けようとするときは、別紙第5号様式に準じて未給与金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>死亡した恩給権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本若しくは抄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付</u></p>	<p>(未給与金の受給手続)</p> <p><b>第6条</b> 恩給を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給与金の支給を受けようとするときは、別紙第5号様式に準じて未給与金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>請求者の戸籍の謄本又は抄本(死亡した恩給権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの。)</u></p>

<p><u>を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相続人であることを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書（第1号の戸籍の謄本若しくは抄本又は法定相続情報一覧図の写しにより相続人であることが顕著であるときは、この限りでない。）</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相続人であることを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書（第1号の戸籍の謄本又は抄本により相続人であることが顕著であるときは、この限りでない。）</p> <p>2 (略)</p>
--	---

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。